

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第18号 発行：平成19年9月1日



〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082)820-1536
FAX (082)820-1523
E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

「財産権」と「公共事業」

これまで、全国各地で道路整備などの公共事業が行われ、便利な道や公共施設などが数多く設置されています。こういった公共事業には、皆様の「土地の提供」というご協力が欠かせません。

では、財産権と公共事業との関係はどのようになっているのでしょうか・・・

日本国憲法第29条第1項

「財産権は、これを侵してはならない。」

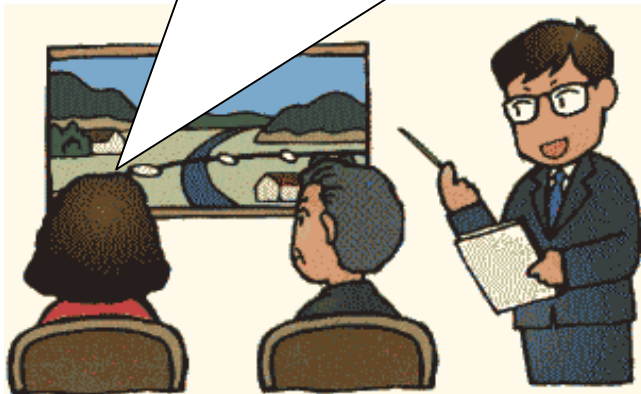
憲法は、私有財産制度を保障しており、自分の土地を所有する権利は、憲法で保障された当然の権利です。

このように、私有財産権は保障されているのに...



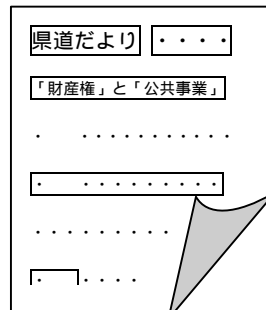
どうして道路事業などのために

自分の土地を提供しないといけないの??



と思われる方も多いと思います。

その根拠は、...



裏面へ続く





日本国憲法第29条第2項

「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」

このように、もともと財産権そのものにも、「公共の福祉に適合する範囲内で」という制約があります。

そして、...



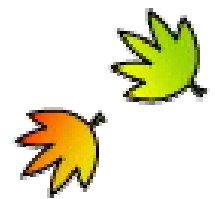
日本国憲法第29条第3項

「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」

私有財産は、適正な手続きを踏み、公共の福祉に適合すると判断された場合には、正当な補償をしたうえで、公共事業などのために用いることができることとなっています。

なお、憲法のこの規定を受けて、「公共の利益の増進」と「私有財産」との調整を図るために制定された法律が「土地収用法」です。

便利さの裏側には・・・



道路整備等の公共事業により、多くの方が便利で安全な生活を送れる反面、その裏側には公共の福祉のために移転等を強いられ、慣れ親しんだ生活を変えていただかなければならない方が必ず存在します。

町内においても、広島呉道路や国道31号の拡幅など、約170件の方に移転等のご協力をいただき、生活に欠かせない道路として、町民をはじめ、多くの方に利用されています。

県道坂小屋浦線も、多くの方が便利で安全な生活を送れる坂町の発展にとって欠かせない道路です。しかし同様に、移転等の犠牲を強いられる方が存在するのも事実です。そういった方が協力してよかったと思える坂町を町民の皆様と一緒につくりていきたいと考えていますので、ご協力をよろしく願います。

